

# 全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。  
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579  
http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

## 佐野市の学校を栃木県一働きやすい学校に！

### 全教栃木安佐支部が佐野市教育委員会と交渉

全栃木教職員組合安佐支部は毎年佐野市教育委員会と交渉を行っています。今年度は要求事項を長時間勤務の解消、管理職のあり方、労働安全衛生などの問題に絞り、実効ある回答を求めました。

岩上日出男教育長は「今のような働き方では、教師を目指す子どもたちがいなくなってしまう」、「法的な義務はないが、県内で先駆けて全校でのストレスチェックを実施したい」と述べました。こうした発言に「栃木県一働きやすい学校にしましょう」と組合は応じました。要求と回答を紹介します。

**組合** 諸法規に基づき長時間過密労働を解消し、7時間45分労働を実現すること。

**市教委** 教職員の労働時間が過重な状態にあることは、佐野市教育委員会といたしましても重要な課題であると認識しています。そこで、校長会議において、各学校の校長に対し、時間外勤務の解消に向けた取組の徹底をお願いしております。このことを受け、各学校では、週指導計画への退勤時刻の記録、時間外勤務における教職員の仕事内容の確認等を通して、積極的な対応を講じております。また、職員会議の資料をペーパーレスにしたり、タイムテーブルを設定したりすることで、会議の時間短縮に取り組んでいる学校もあります。

教育委員会といたしましても、研修会や会議の精選、開催日数の短縮に取り組んでおり、昨年度は研修会や会議を21.6%減らしました。さらには、教職員の負担軽減を目指し、佐野市全体での「校務支援システ

ム」の整備、「チーム学校」の研究推進、運動部活動外部指導者の人数増員やスクールソーシャルワーカーの新規配置など、先生方が効率よく仕事に専念できる環境作りに取り組んでいるところです。

学校現場では、児童・生徒指導上の諸問題への対応、学校教育を充実させるためのPTA活動など、仕事が時間外に及ぶことは避けられない状況にもありますが、法律で決められた勤務時間を守っていくことは、重要であると承知しております。今後も、文部科学省が推し進めている「学校現場における業務の適正化に向けて」について、佐野市としてできることにも取り組んでいきたいと考えております。

**組合** 校長には民主的な学校運営を行うよう強く指導すること。問題があった場合には教育委員会がその解決にあたること。

**市教委** 校長が教職員の意見をしっかりと聞

教え子を再び戦場に送らない

30人学級を実現させよう 教職員評価の昇給等へのリンク反対 教員免許更新制を廃止させよう パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

## 「みんなで合格をめざす採用試験学習会」を開催！

全栃木教職員組合は2018年度の教員採用試験に向けて「みんなで合格をめざす採用試験学習会」を2月4日、宇都宮市のとちぎ福祉プラザで開催しました。

今回の学習会では、芳賀郡に勤務する組合員に合格体験談を語っていただきました。組合の学習会では参加者同士で面接や作文の練習ができたので、お互いに意見交換できたり、自分では気づかなかったことにも気づけたことなどを話してくれました。

また、当日都合がつかず、文書で体験談をまとめてくれた宇都宮市に勤務する組合員は、8月の二次試験対策の学習会には毎回参加し、作文の練習や討論も行い、参加者同士の話し合いや組合員のアドバイスが参考になったとことを紹介してくれました。参加者の感想を紹介します。

○作文対策で参加者とのディスカッションや、実際に作文を書いたことで、試験で書いた内容の反省点が見えてよかったです。

○合格体験談はとてもわかりやすく、充実した時間になりました。

○合格者の体験談を聞き、やる気が出ました！作文を書く前に参加者の考えを聞くことができて勉強になりました。

○今年が学習会参加最後になるようがんばりたいです。

### ◇次回の「みんなで合格をめざす採用試験学習会」

日時 3月4日（土）13:30~17:00（延長の場合あり） 会場 全栃木教職員組合

内容 作文対策 一般教養など ※この学習会から組合員限定です。

き、その意見を尊重することはもちろんのこと、学校評価等で得られる保護者の意見、地域懇談会や学校評議員会等で得られる地域の意見も踏まえながら、調和のとれた学校教育を運営する責任があり、随時指導しているところです。

また、問題があった場合においては、その都度、校長又は教頭に確認を取り、その状況をに応じて、改善を図るよう指導して

おります。

**組合** 部活動指導について、顧問就任や担当部について教職員の同意を得ること。中体連「申合わせ事項」を順守させること。大会の精選を行うよう中体連や競技団体に働きかけること。



**市教委** まず、部活動指導につきましては、校長の責任において、教職員の個性や特性を生かした担当の配置に努めているものと考えております。さらには、部活動指導は時間外に及ぶこともあること、本人の希望とは異なる配置もあることから、本人の同意を得ることも大切であると考えております。

次に中体連「申合わせ事項」の順守につきましては、佐野市教育委員会といたしましても、この事項を尊重したいと考えております。なお、先程述べました「学校現場における業務の適正化に向けて」においても、「教員の部活動における負担を大胆に軽減する」とあるように、休養日の明確な設定は大切であると考えます。いただいた御要望については、市中体連にお伝えしたいと思います。また、教育委員会といたしましても、部活動指導者派遣事業の充実により、今後も部活動を支える環境整備の推進に努めていきたいと考えております。

最後に、大会の精選につきましては、参加要請のあった各学校の判断が大切であると考えます。ある中学校では、今まで参加している大会や練習試合を洗い出し、今後の参加を検討したとのこと。市中体連には、先程の内容と併せて、ご要望をお伝えし、働きかけていきたいと考えております。

**組合** 労働安全衛生体制を確立すること。各学校に衛生委員会を設置すること。教育長は尾事業者として、校長は安全衛生管理者としてその責任を果たすこと。

**市教委** まず、労働安全衛生につきましては、佐野市立学校教職員安全衛生管理規程に基づいて、その整備に取り組んでおります。特に、安全衛生管理者となる校長に対しては、毎月の校長会議で、また、全校に

配置されている衛生推進者に対しては、年1回の研修会で、労働安全衛生に関わる内容を取り上げております。本年度は、校長会議や衛生推進者研修会で、健康相談医を紹介し、メンタルヘルスのサポート体制について周知したところ。す。

次に、各学校での衛生委員会の設置につきましては、教職員が50名以上いる学校に設置することになっており、現在、該当する学校はない状況です。しかし、その設置がなくても各学校において、校長や教頭、衛生推進者や養護教諭などが連携し、各学校や教職員が抱える課題の解決について話し合うことは大切なことだと考えております。実際に、退勤時刻の目標設定、健診での精密検査該当者への助言などに取り組むケースもあり、衛生推進者研修会でも紹介したところ。す。

最後に、教育委員会の責任につきましては、重々承知しております。特に、教職員のメンタルヘルスについては重要な課題であると認識しており、学校規模の大小を超えて、来年度は全教職員に対し、ストレスチェックを行うことを予定しております。なお、労働安全衛生体制の要は、安全衛生管理者である校長ですので、その責任を果たせるよう、今後も指導していきたいと考えております。

**組合** 教職員評価で学校を混乱させないこと。

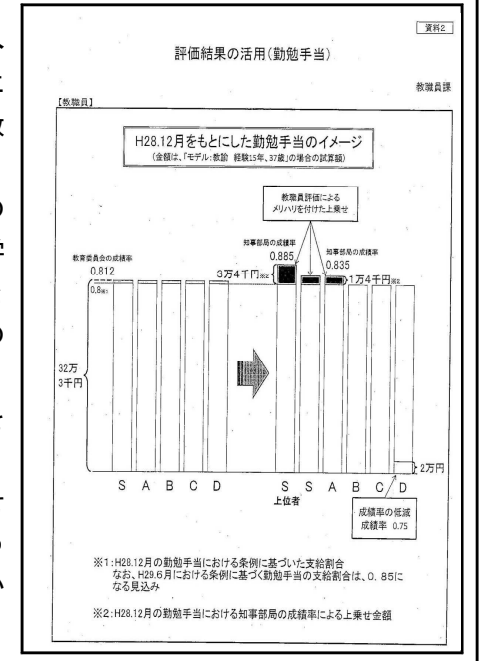
**市教委** 教職員評価システムにつきましては、栃木県教育委員会の方針に基づいて実施しており、校長会議等において、公正・公平な評価を行うように指導しております。また、前年度からの変更点がある場合は、校長が所属教職員にしっかり周知・説明できるように。校長会議で丁寧に説明しており、先生方が混乱しないよう努めております。

## 勤勉手当に教職員評価を反映させて、教育はよくなる？

県教育長は市町教育長に対し、「教職員評価の給与への反映について（通知）」（教職第464号）を2月10日に発出しました。この6月のボーナスの勤勉手当から、教職員評価の結果が反映されます。

この通知では、「6月の勤勉手当の上乗せ対象者への通知の方法については、基準日（6月1日）以降、学校長が上乗せ対象者に対して成績率を伝えること」としています。この日以降、校長室にだれが呼ばれるのか、職場での関心が否応なく高まることと思われます。これも現場を混乱させ、協力・共同の関係に悪影響を及ぼすのではという懸念を払拭できないと思います。

さて、部下職員に上乗せを伝える校長自身も上乗せ対象ならいいですが、自身は上乗せ対象になれなかった校長はどんな表情で伝えるのでしょうか？苦虫をかみつぶしたような表情になるのでしょうか？



教職員評価の勤勉手当への反映は左の図のとおりです。

**組合** 集会所学習会は廃止すること。新たな法を根拠にして、同和問題にかかわる新たな施策を導入しないこと。

**市教委** 教育委員会が主催する集会所子ども学習会は、佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画、佐野市人権教育・啓発推進行動計画等を踏まえ、実施しておりますので、現状での廃止は難しいものと考えております。

昨年12月に交付施行された新たな法、「部落差別の解消の推進に関する法律」につきましては、新たな施策を求めるものではなく、現在の施策実施を裏付けるものと捉えておりますので、これまでの事業継続を考えております。

今後も子ども学習会をはじめ集会所で行う事業内容・運営については、集会所運営委員会において協議しながら進めてまいります。地域の特性や社会情勢の変化などを加味するなど検討し、少しでも、現職教

職員の負担軽減を図っていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

**組合** 授業日数を縮減すること。競争的な教育にならないようにすること。

**市教委** 現在の授業日数は、平成21年度佐野市小中学校教育課程編成検討委員会において協議いただき、その答申に基づき、設定しております。

また、来年度からは、校長会からの要望に基づき、学年始休業日を1日増やし、夏期休業日を1日短縮いたします。

今後も、様々な意見を参考にしながら設定していきたいと考えております。

また、競争的な教育にならないよう努め、学校間の過度な競争や序列化を招いたりすることがないよう、今後とも十分配慮してまいりたいと思います。